

新旧対照表

※ 下線部分が改正箇所

横浜市賃貸住宅供給促進計画	
新	旧
<p>第1章</p> <p>1. 計画策定の目的</p> <p>本計画は、横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）における政策の目指すべき将来像である、「一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまち よこはま」の実現に向け、住宅の確保に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給及び居住の安定を促進することを目的に策定します。</p> <p>3. 計画期間</p> <p>本計画の計画期間は、<u>2023年度から2032年度までの10年間</u>とします。なお、社会経済情勢の変化や横浜市住生活基本計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。</p>	<p>第1章</p> <p>1. 計画策定の目的</p> <p>本計画は、「横浜市住生活基本計画」における施策の理念である、<u>どこでも誰もが安心して暮らせる住環境の実現</u>に向け、住宅の確保に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給及び居住の安定を促進することを目的に策定します。</p> <p>3. 計画期間</p> <p>「横浜市住生活基本計画」との整合を図るため、<u>2019年度から2026年度までの8年間</u>とします。なお、社会経済情勢の変化や横浜市住生活基本計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。</p>
<p>第2章</p> <p>1. 住宅確保要配慮者の範囲</p> <p><u>住宅確保要配慮者の範囲は、法令で定める範囲に加え、賃貸人の選択の幅を広げるとともに、賃借人の多様なニーズに応えるため、次のとおり広く範囲を設定します。</u></p> <p>(1) <u>法第2条第1項第1号から第5号までに定める住宅確保要配慮者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>低額所得者</u> ・<u>被災者（発災後3年以内）</u> ・<u>高齢者</u> ・<u>身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者</u> ・<u>子ども（高校生相当以下）を養育している者</u> <p>(2) <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規</u></p>	<p>第2章</p> <p>1. 住宅確保要配慮者の範囲</p> <p><u>法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）」第3条第1号から第10号までに定める者に加え、同条第11号に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者は、以下のとおりとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>海外からの引揚者</u> ◇ <u>新婚世帯</u> ◇ <u>原子爆弾被爆者</u> ◇ <u>戦傷病者</u> ◇ <u>児童養護施設等退所者</u> ◇ <u>LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー等）</u> ◇ <u>UIJターンによる転入者</u>

則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める住宅確保要配慮者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者等
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・更生保護対象者等
- ※更生保護…犯罪や非行をした人に対し必要な指導や援助を行うこと
で、社会での自立を助けること
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災による被災者

(3) 規則第 3 条第 11 号に基づき本計画（市町村賃貸住宅供給促進計画）
で定める者

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設等退所者
- ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェン
ダー等）
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 公的賃貸住宅（※）

市営住宅については、今後 30 年程度は、公営住宅の入居資格がある世帯の数は大きく変わらないと想定されていることから、引き続き、現在の戸数（約 31,000 戸）を維持します。

※公的賃貸住宅…法第 2 条第 2 項に定められており、本市では市

◇ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

i 法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める住宅確保要配慮者

- ・低額所得者
- ・被災者（発災後 3 年以内）
- ・高齢者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者

規則第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める住宅確保要配慮者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者等
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・更生保護対象者等
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災による被災者

2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 公営・公的賃貸住宅

「住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）」第 17 条第 1 項の規定に基づく「神奈川県住生活基本計画」及び「横浜市住生活基本計画」を踏まえ、公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公営・公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給します。

営住宅・県営住宅、「ヨコハマ・りぶいん」(特定優良賃貸住宅)・「子育てりぶいん」(横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅)・高齢者向け優良賃貸住宅等の優良賃貸住宅及び横浜市住宅供給公社・神奈川住宅供給公社・UR都市機構などが整備・管理する賃貸住宅があります。

(2) 民間賃貸住宅

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が増加している状況を踏まえ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、空き家・空き室などを有効活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という。)の供給の促進を図ります。

また、セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件の下で家賃等の補助を実施する「家賃補助付きセーフティネット住宅」については、令和13年度までに累計1,900戸の供給を目指します。

(2) 民間賃貸住宅

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という。)の登録を推進します。

第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策

1. 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

(1) 市営住宅

① 市営住宅の供給

住宅セーフティネットの根幹である市営住宅については、「横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)」及び「横浜市市営住宅の再生に関する基本的な考え方」などに基つき、老朽化が進む住宅の建替えなどによる性能向上を進めます。

市営住宅の再生にあたっては、「集約により生み出した土地の活用」、「施設との複合化等」、「地域再生の拠点の形成」、「民間活力等の導入」などの視点をもとに、効率的な事業執行に努め、財政負担の軽減と地域のまちづくりに寄与する再生を目指します。

② 市営住宅による入居支援

多世代居住促進のため、子育て世帯については選考倍率の優遇や子育て世帯専用住宅の提供、高齢者や障害者世帯などについては、選考倍率の優遇、高齢者向け住宅や車いす用住宅の提供などを進めます。また、子育て

第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策

1. 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

(1) 市営住宅

① 市営住宅の供給

住宅セーフティネットの根幹である市営住宅については、「横浜市住生活基本計画」及び「横浜市市営住宅の再生に関する基本的な考え方」を踏まえ、今後20年程度は、現在の戸数(約31,000戸)を維持します。

市営住宅の再生(改修・建替え)にあたっては、周辺地域を含め、日常生活や地域包括ケアの推進に必要な機能を集積することによって生活の拠点を形成し、地域のまちづくりに貢献します。

② 市営住宅による入居支援

市営住宅は、低額所得の高齢者や障害者など、真に住宅に困窮する方々の居住の安定を確保しています。子育て世帯、高齢者世帯及び車いすの使用が必要な障害者世帯等を対象とする専用住宅の提供や、他の住宅では入

支援と既存ストック活用の観点から、戸建ての空家などを活用した子育て世帯向けの住まいの確保の検討を進めます。

募集割れ住戸の活用を図るため、引き続き追加あっせん制度などに取り組みとともに、一層の活用に向けて常時募集を進めます。

この他、市営住宅応募者の更なる利便性向上に向けた募集のデジタル化や、IoT 技術を活用した見守りサービスの導入を推進します。

(2) 公営住宅以外の公的賃貸住宅

① 特定優良賃貸住宅・地域優良賃貸住宅

低額所得世帯を対象とした高優賃（高齢者世帯向け）、子育てりぶいん（子育て世帯向け）等により、公的賃貸住宅における入居を支援します。

② 住宅供給公社・UR 都市機構が管理する賃貸住宅

住宅供給公社やUR 都市機構の住宅の既存の入居者には、住宅確保要配慮者も含まれており、引き続き公営住宅と連携して居住の安定を確保していきます。

2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(1) セーフティネット住宅の登録に関する事項

① セーフティネット住宅の確保の取組

一般の民間賃貸住宅における「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給を引き続き促進するとともに、横浜市住宅供給公社やUR 都市機構が所有・管理する賃貸住宅の空き室の活用を進めていきます。

あわせて、今後、管理期間終了を迎える高齢者向け優良賃貸住宅等について、「家賃補助付きセーフティネット住宅」への移行を進めることで、高齢者に対する支援を維持していきます。

また、セーフティネット住宅の周知に向けた広報活動を強化し、民間賃貸住宅の賃貸人に対しセーフティネット住宅への登録の働きかけを行います。

② 登録住宅（一般住宅）の規模の緩和

小規模な住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進等の観点から、従前の最低居住（面積）水準を考慮した規則 第 11 条で定める各戸の面積「25 ㎡」について、建築確認時期を問わず一律「16 ㎡」とします。

居を制限される可能性がある世帯に対する入居者募集時の選考倍率の優遇等を行い、入居を支援します。

また、住宅のバリアフリー化を実施し、入居者が生活しやすい住宅の供給を進めていきます。

(2) 公的賃貸住宅による入居支援

低額所得の高齢者世帯を対象とした「高齢者向け優良賃貸住宅」、低額所得の子育て世帯を対象とした家賃補助付きの「子育てりぶいん（横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅）」により、公的賃貸住宅における入居を支援します。

住宅供給公社やUR 都市機構の住宅の既存の入居者には、住宅確保要配慮者も含まれており、引き続き公営住宅と連携して居住の安定を確保していきます。

2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(1) セーフティネット住宅の登録に関する事項

① セーフティネット住宅の確保の取組

市内における空き家・空き室を有効活用し、セーフティネット住宅の供給の促進を図ります。

セーフティネット住宅の普及を図るため、不動産関係団体等を通じた周知や市の広報、「横浜市居住支援協議会ガイドブック」を活用した説明会等を開催することにより、民間賃貸住宅の賃貸人に対し、登録制度の内容や補助等の支援に関する周知を実施し、セーフティネット住宅への登録の働きかけを行っていきます。

② 登録住宅（一般住宅）の規模の緩和

小規模な既存住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進の観点から、従前の最低居住（面積）水準を考慮して、規則第 11 条で定める各戸の面積「25 ㎡」については、2006（平成 18）年 3 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅は「18 ㎡」とし、1996（平成 8）年 3 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅は「16 ㎡」とします。

また、台所、収納、又は浴室・シャワー室を共同利用する場合の各戸の

また、台所、収納、又は浴室・シャワー室を共同利用する場合の各戸の面積については、参考事例として、「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」において、有料老人ホームの居室等の床面積が 13 m²/人以上と定められていることを考慮し、新築・既存住宅を問わず、「13 m²」とします。ただし、台所等を各居室部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合に限りです。

③ 登録住宅（共同居住型住宅）の規模の緩和

小規模な住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進及びひとり親家庭の住まいの確保の促進等の観点から、「規則第 11 条ただし書き及び第 12 条第二号口の国土交通大臣が定める基準（平成 29 年国土交通省告示第 941 号。以下「告示」という。）」について以下のとおり定めます。

各専用居室の面積については、既存の標準的な 6 畳の居室（約 10 m²）を活用することも想定して告示で定められていますが、都市部には四畳半の居室も相当数存在すること、アパートやマンションなどの集合住宅にはサイズの小さいいわゆる「団地間」の畳（約 1.44 m²/枚）の使用が多いこと等を考慮し、既存の「団地間」の四畳半（約 6.5 m²）も活用できるよう、建築確認時期を問わず、一律「6 m²」に緩和します。（告示第 2 条第三号関係）

住棟全体の面積「15 m²×居住人数+10 m²」についても、各専用居室の面積を 6 m²とすることから、一律「12 m²×居住人数+10 m²」とします。（告示第 2 条第一号関係）

各専用居室の居住人数「1 人」については、子どもを養育しているひとり親世帯に限り、「各専用居室の面積÷6 m²」人とします。なお、子どもについては、住生活基本計画（全国計画）における 2 人以上の世帯の場合の最低居住面積水準を算定する際の基準を用いて、以下のとおりとします。（告示第 2 条第二号関係）

3 歳未満・・・0.25 人、3 歳以上 6 歳未満・・・0.5 人、6 歳以上 10 歳未満・・・0.75 人

面積については、参考事例として、「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」において、有料老人ホームの居室等の床面積が 13 m²/人以上と定められていることを考慮し、新築・既存住宅を問わず、「13 m²」とします。ただし、台所等を各居室部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合に限りです。

③ 登録住宅（共同居住型住宅）の規模の緩和

小規模な既存住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進及びひとり親家庭の住まいの確保の促進の観点から、「規則第 11 条ただし書き及び第 12 条第二号口の国土交通大臣が定める基準（平成 29 年国土交通省告示第 941 号。以下「告示」という。）」について以下のとおり定めます。

各専用居室の面積「9 m²」については、既存の標準的な 6 畳の居室（約 10 m²）を活用することも想定して告示で定められていますが、都市部には四畳半の居室も相当数存在すること、アパートやマンションなどの集合住宅にはサイズの小さいいわゆる「団地間」の畳（約 1.44 m²/枚）の使用が多いこと等を考慮し、既存の「団地間」の四畳半（約 6.5 m²）も活用できるよう、2020（令和 2）年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅は、「6 m²」とします。（告示第 2 条第三号関係）

住棟全体の面積「15 m²×居住人数+10 m²」については、既存住宅の各専用居室の面積基準を 9 m²から 6 m²に 3 m²緩和することから、2020（令和 2）年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅は、「12 m²×居住人数+10 m²」とします。（告示第 2 条第一号関係）

各専用居室の居住人数「1 人」については、子どもを養育しているひとり親世帯に限り、「各専用居室の面積÷9 m²」人とします。また、2020（令和 2）年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅については、「各専用居室の面積÷6 m²」人とします。なお、子どもについては、住生活基本計画（全国計画）における 2 人以上の世帯の場合の最低居住面積水準を算定する際の基準を用いて、以下のとおりとします。（告示第 2 条第二号関係）

3 歳未満・・・0.25 人、3 歳以上 6 歳未満・・・0.5 人、6 歳以上 10 歳未満・・・0.75 人

例) 6畳 (約 10 m²) の居室の場合

$10 \text{ m}^2 \div 6 \text{ m}^2 \approx 1.6 \text{ 人}$

▶居住できる人数

- ・親 1 人 (1) と 3 歳未満の子ども (0.25) 2 人まで
- ・親 1 人 (1) と 3 歳以上 6 歳未満の子ども (0.5) 1 人まで

設備の利用人数「概ね 5 人につき 1 か所の割合」については、2020 (令和 2) 年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅で、かつ学生、就労者、高齢者等、生活パターンの異なる属性が混在するシェアハウス等で市長が支障がないと認める場合は、緩和することとします。(告示第 2 条第五号関係)

(2) 経済的支援に関する取組

世帯年収 300 万円未満の世帯数は増加傾向にあります。そのため、住宅確保要配慮者のうち、低額所得者が安心して暮らせるよう、低額所得者が入居するセーフティネット住宅において、個々の状況に応じて、家賃、家賃債務保証料及び孤独死・残置物保険料の低廉化、入居者見守りサービス利用料の補助を実施し、居住の安定を図ります。

また、子育て世帯及び新婚世帯については、より幅広い子育て世代の居住の安定を図るため、収入要件を緩和します。

あわせて、住宅確保要配慮者のうち、低額所得者で、現在の住宅に住み続けることが必要な者についても、居住の安定を図るため、家賃低廉化の支援を行います。

さらに、セーフティネット住宅に対する改修費補助の検討を進めます。

(3) 居住支援協議会に関する取組

住宅確保要配慮者が安心して住み続けるためには、入居から居住中、退去に至るまでの一連の支援が重要となります。福祉関係機関、不動産事業者、NPO 法人等の多様な主体と連携した相談体制や支援体制の充実を図ることで、居住支援協議会を核とした入居から退去まで切れ目のない支援を目指します。

例) 2020 (令和 2) 年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅における 6 畳 (約 10 m²) の居室の場合、 $10 \text{ m}^2 \div 6 \text{ m}^2 \approx 1.6 \text{ 人}$ となるため、親 1 人と 3 歳未満の子ども 2 人まで、または親 1 人と 3 歳以上 6 歳未満の子ども 1 人までの居住が可能となります。

設備の利用人数「概ね 5 人につき 1 か所の割合」については、2020 (令和 2) 年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅で、かつ学生、就労者、高齢者等、生活パターンの異なる属性が混在するシェアハウス等で市長が支障がないと認める場合は、緩和することとします。(告示第 2 条第五号関係)

(2) 経済的支援に関する取組

2013 (平成 25) 年住宅・土地統計調査によると、本市の借家世帯のうち、月額収入 15 万 8 千円以下の世帯は、約 21 万世帯となっています。住宅確保要配慮者のうち、低額所得者が安心して暮らせるよう、低額所得者が公募により入居するセーフティネット住宅において、個々の状況に応じて、家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化の支援を行うことにより、居住の安定を図ります。

また、住宅確保要配慮者のうち、低額所得者で、現在の住宅に住み続けることが必要な者についても、居住の安定を図るため、家賃低廉化の支援を行います。

(3) 居住支援協議会に関する取組

住宅確保要配慮者が安心して住み続けるためには、入居から居住中、退去に至るまでの一連の支援が重要となります。そのため、住宅部局と福祉部局等の関係部局との連携を充実させるほか、「横浜市居住支援協議会」や関係団体など多様な主体と情報共有・連携を図り、総合的かつ効果的に入居の促進及び居住の安定を図ります。

また、入居希望者、賃貸人及び不動産店等から住まいに関する相談等を受け付ける「横浜市居住支援協議会相談窓口」において、セーフティネット

① 相談窓口の充実

入居希望者、賃貸人及び不動産店等から住まいに関する相談等を受け付ける「横浜市居住支援協議会相談窓口」において、セーフティネット住宅をはじめとする住宅の紹介や福祉相談窓口の案内、居住支援サービスの紹介等を行うことで、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう取組を進めていきます。さらに、住宅確保要配慮者の個々の状況に応じた居住支援を充実させるため、相談窓口と連携して居住支援を実施する団体等を「よこはま居住支援サポーター」として登録し、住宅確保要配慮者へのきめ細やかな支援を進めます。

②住宅部門と福祉部門の連携

住宅確保要配慮者の住まいの確保から入居後の生活を切れ目なく支援するため、福祉支援機関などの各専門相談窓口において、住宅の確保や入居後の生活に悩みを抱えている相談者を把握した場合、居住支援協議会と共有するなど、住宅確保要配慮者の早期の把握と支援に向けた連携を進めます。



横浜市居住支援協議会

横浜市居住支援協議会は、法第 51 条に基づき、横浜市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、2018（平成 30）年 10 月に設立されました。

<事業内容>

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居

ト住宅をはじめとする住宅の紹介や福祉相談窓口の案内、居住支援サービスの紹介等を行うことで、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、取組を進めていきます。

さらに、緊急連絡先がないため入居できないなど解決が難しい相談に、よりの確に対応できるよう、不動産事業者、福祉支援団体、福祉部局等の協議会会員や、区役所の福祉窓口と連携した「ケーススタディ」などを通じて、相談体制の充実に向けた検討を進めます。

加えて、横浜市居住支援協議会を核として、不動産事業者や福祉支援団体などの多様な居住支援団体が連携した支援体制を充実させるため、協議会が居住支援団体を「サポーター」として認定し、団体間や区局の連携を強化する新たな制度の検討を進めるなど、住宅確保要配慮者への様々な支援を実施していきます。



横浜市居住支援協議会

横浜市居住支援協議会は、法第 51 条に基づき、横浜市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、2018（平成 30）年 10 月に設立されました。

<事業内容>

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居

の促進及び居住の安定方策に関すること。

三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。

四 横浜市賃貸住宅供給促進計画への意見聴取に関すること。

五 新たな住宅セーフティネット制度における、家賃補助等の経済的支援への意見聴取に関すること。

六 その他目的達成のために必要な事業。

<取組>

・入居希望者、賃貸人及び不動産店等を対象とした相談

窓口の運営

・セーフティネット住宅等、制度住宅に関する情報提供

・加入団体のサービス等を活用した入居から退去までの支

援の実施

<会員区分>

・宅地建物取引業者

・居住支援団体

の促進及び居住の安定方策に関すること。

三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。

四 横浜市賃貸住宅供給促進計画への意見聴取に関すること。

五 新たな住宅セーフティネット制度における、家賃補助等の経済的支援への意見聴取に関すること。

六 その他目的達成のために必要な事業。

<今後の取組>

・入居希望者、賃貸人及び不動産店等からの相談を受け

る窓口の設置

・セーフティネット住宅の情報提供

・参画する団体のサービス等を活用した入居から退去までの

支援の実施

<会員区分>

・宅地建物取引業者

・居住支援団体

・民間団体
・横浜市関係課

(削除)

・民間団体
・横浜市関係課

(4) その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する取組

① ヨコハマ・りぶいん（横浜市特定優良賃貸住宅）の活用

ヨコハマ・りぶいんは、原則として、中堅所得のファミリー世帯が入居可能です。

しかし、3か月以上入居者のない住宅については、賃貸人が市長の承認を受けることにより、住宅の全部又は一部を、住宅確保要配慮者に賃貸することができます。

② 身近な場所での相談体制の充実

市民が身近な場所で住替えをはじめとする住まいに関する様々な相談を受けられるよう、「住まいの相談窓口」等で、相談や情報提供を行います。

今後、これら既存の相談拠点と連携するなど、住宅確保要配慮者の住まいに関する相談体制を充実させていきます。